◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第473号（H30.10.5）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝3件（9月28日～10月4日分）
(1)乗合バスの衝突事故
(2)法人タクシーの死傷事故
(3)大型トラックの追突、危険物等漏洩事故
2.トピック
(1)安全に取り組む優良な貸切バス事業者が増えています。～「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく認定～
(2)自動車点検整備の大切さを実感しよう！各地でイベント開催！～9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です～

◇◇◇

でトラック②がその前で停車していたトラック③に追突した。
この事故により、それぞれのトラックの運転者、計3名が軽傷を負った。
また、大型トラック①に積載していたオイル添加剤と工業用界面活性剤が道路上に漏洩した。
事故は、トラック③が故障で停車し、その後方でトラック②が停車していたところに大型トラック①が追突した模様。）

上記3件の死傷者数計：死亡1名、重傷1名、軽傷3名（速報値）

◇◇◇

自動車は、使用期間や走行距離に応じて故障・劣化が生じることから、安全にご使用いただくためには、自動車ユーザーが責任を持って、適切に点検・整備を行うことが必要です。このため、国土交通省は、自動車関係団体等と協力し9月・10月（北海道は7～10月）を『自動車点検整備推進運動』強化月間とし、全国各地で自動車点検整備関連イベント等を通じて点検・整備の必要性や重要性を啓発していきます。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000194.html

◇◇◇

改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆